

(営繕工事版) 週休2日取組促進型工事実施要領

滋賀県土木交通部建築課

1. 目的

建設業全体で週休2日の取組が進む企業を拡大するため、営繕工事における週休2日の取組（以下「週休2日取組促進型工事」という。）において労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、建設現場の週休2日を促進することを目的とする。

2. 用語の定義

(1) 週休2日

次の(ア)または(イ)の状態をいう。

(ア)月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態

(イ)通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日（工事請負契約の履行した通知である工事完了届書を提出した日）までのうち、非対象期間を除いた期間をいう。

(3) 非対象期間

次の(ア)および(イ)の期間をいう。1週間は月曜日から日曜日までとする。

(ア) 次の①から③までに該当する期間

①工場製作のみの期間

②工事全体を一時中止している期間

③夏季休暇（3日）、年末年始（12月29日から1月3日までの6日間）

(イ) 次の①から③までの項目を現場閉所日（現場休息日）に行う場合、その作業日

①緊急的な関係機関の対応等（現場での事故等を含む）

②天災等により現場が被災した場合、または、被災の恐れがある場合の突発的な作業

③発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する作業

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(5) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(6) 4週8休以上

次の(ア)または(イ)の状態をいう。

(ア)月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(イ) 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態。

なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含むものとする。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3. 対象工事

建築課が発注する全ての営繕工事に適用する。ただし、現場条件等により週休2日の実施が困難な工事は対象外とすることができる。

4. 発注方式

次の(1)または(2)のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

(1) 発注者指定方式

発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日は必須）

(2) 受注者希望方式

受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

5. 積算方法等

(1) 補正方法

対象期間中の次の(ア)または(イ)の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価および物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、工事費を積算する。

(ア) 月単位の週休2日取組促進型工事（4週8休以上） 1.04

(イ) 通期の週休2日取組促進型工事（4週8休以上） 1.02

ただし、補正は受注者希望方式の場合に限る。

(2) 単価の補正方法

工事費の積算に用いる単価の補正方法は、次の(ア)から(イ)によるものとする。

(ア) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に(1)(ア)または(イ)の現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(イ) 市場単価および補正市場単価

市場単価と補正市場単価は、(1)(ア)または(イ)の現場閉所の状況に応じた補正係数から算出した表A-2、表E-2およびM-2の補正率を用いた次の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

※「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料よるものとする。

※執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料の表A-1、表E-1および表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2およびM-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定する。

(ウ) 物価資料の掲載価格

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、表A-2、表E-2およびM-2の補正率を用いた次の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A-2 建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位の 4週8休以上		通期の 4週8休以上	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場単価、 物価資料共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、 物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、 物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、 物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
ユニットその他	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価および補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の 4週8休以上		通期の 4週8休以上	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴおよび同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックスおよび位置ボックス用メンテナンス	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線および600V絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事）銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製）	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の 4週8休以上		通期の 4週8休以上	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用および消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクトおよび低圧チャンパー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 （エットを除く）	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

(3) 積算および変更方法

(ア) 発注者指定方式

月単位の4週8休以上を前提に、(1)(ア)により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、滋賀県建設工事請負契約約款第24条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。その際、通期の4週8休以上であっても、(1)(イ)の補正は考慮しない。

(イ) 受注者希望方式

月単位の4週8休以上を前提に、(1)(ア)により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を(1)(イ)に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、滋賀県建設工事請負契約約款第24条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

また、工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しない場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせる等により補正係数を(1)(イ)に変更し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

6. 対象工事である旨等の明示

月単位の週休2日に取り組む工事の対象とし、週休2日の達成状況に応じて経費の補正を行う場合は、以下を参考にし、特記仕様書に対象工事である旨を記載するものとする。

(1) 発注者指定方式

本工事は、発注者が工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日（工事請負契約の履行した通知である工事完了届書を提出した日）までのうち、非対象期間を除いた期間において月単位の4週8休以上の現場閉所に取り組むことを指定する週休2日取組促進型工事（発注者指定方式）である。費用の計上等の運用にあたっては、「(営繕工事版) 週休2日取組促進型工事実施要領」により行う。

受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所（現場休息）の予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所（現場休息）の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所（現場休息）の日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。監督職員は、提出された「実施工程表」等により対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認するものとする。また、当該工事が「週休2日取組促進型工事」であることを示す看板を仮囲い等に明示する。

月単位の4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.04により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価および物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

受注者が明らかに月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られず、発注者からの再三の指示に対しても従う意思が見られなかった場合は、実施状況に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

なお、本工事が単独発注の場合は「現場閉所」とし、分離発注工事の場合は「現場休息」とするものとする。

また、本工事が分離発注工事である場合、受注者は、分離発注工事である他工事の全ての受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日等を調整したうえで「実施工程表」等を作成するものとする。

(2) 受注者希望方式

本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議した上で工事を実施する週休2日取組促進型工事（受注者希望方式）である。なお、通期の週休2日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。月単位の週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事記録簿等で報告するものとする。費用の計上等の運用にあたっては、「(営繕工事版) 週休2日取組促進型工事実施要領」により行う。

受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日または通期の週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所（現場休息）の予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合に

は、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所（現場休息）の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所（現場休息）の日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。監督職員は、提出された「実施工程表」等により対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認するものとする。また、当該工事が「週休2日取組促進型工事」であることを示す看板を仮囲い等に明示する。

月単位の4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.04により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価および物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額を変更する。なお、工事着手前に月単位の週休2日に取り組みることについて協議が整わなかった場合（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しない場合を含む。）については、速やかに請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

受注者が明らかに通期の週休2日に取り組み姿勢が見られず、発注者からの再三の指示に対しても従う意思が見られなかった場合は、実施状況に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

なお、本工事が単独発注の場合は「現場閉所」とし、分離発注工事の場合は「現場休息」とするものとする。

また、本工事が分離発注工事である場合、受注者は、分離発注工事である他工事の全ての受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日等を調整したうえで「実施工程表」等を作成するものとする。

7. 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

(ア) 工事着手前

- ・監督職員は、「現場閉所（現場休息）の予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、月単位の週休2日または通期の週休2日が確保されていることを確認する。
- ・「対象期間」の設定として、工事着手日および必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

(イ) 工事着手後

- ・監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「現場閉所（現場休息）の予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・監督職員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）の日」が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ・受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に「現場閉所（現場休息）の日」を記載し、毎月、監督職員に提出する。

(ウ) その他留意事項

- ・現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- ・監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

- ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- ・監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日工事の明示

- ・当該工事が「週休2日取組促進型工事」であることを示す看板（以下、「週休2日看板」という。）を工事現場で一般の方の目につきやすい場所に掲示する。
- ・週休2日看板は、受注者の負担により適切な場所に設置し、工事期間中も受注者が管理する。
- ・週休2日看板のサイズは問わないが、一般の通行者等が確認しやすいよう工夫する。

(3) 工事成績評定

- ・現場閉所（現場休息）の実施状況に応じて、工事成績評定により評価する。
- ・監督職員の評価にあたって、受注者は任意様式により現場閉所（現場休息）の実施結果を監督職員に報告し、監督職員とともに当該実施結果を確認する。

8. その他

上記において定めのない事項は、受発注者間の協議により決定する。

9. 付則

付則

1. この要領は、平成31年4月1日以降の入札公告に係るものから適用する。

付則（令和2年6月25日）

1. この要領は、令和2年7月1日以降の入札公告に係るものから適用する。

付則（令和2年7月15日）

1. この要領は、令和2年8月1日以降の入札公告に係るものから適用する。

付則（令和6年1月25日）

1. この要領は、令和6年4月1日以降の入札公告に係るものから適用する。

付則（令和6年6月26日）

1. この要領は、令和6年7月1日以降の入札公告に係るものから適用する。